

## 裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成 30 年 7 月 28 日に提起した処分庁による生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)に基づく保護申請却下決定処分(大都島保生第 45 号)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が平成 30 年 4 月 26 日付けで行った保護申請却下決定処分(大都島保生第 45 号)を取り消す。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、平成 25 年 2 月 20 日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成 30 年 4 月 26 日付けで、請求人の火災報知器の購入費用の支給に係る申請を却下する決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 請求人は、平成 30 年 7 月 28 日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

## 1. 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

リース契約をし続けるより新たに購入した方が家計的にも少しであるが安くすむ事から事前に担当ケースワーカーに相談して購入し申請を出したら却下された。

生活保護のしおりの中の一時的扶助について火災報知器の購入費用が必要な場合と書かれている。

このことから処分庁が下した本件処分は不当と思われる。

(2) 審理員は、平成31年1月29日付けで、請求人に対し、後記2処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成30年4月26日付けの本件処分通知書には、「平成30年4月5日付けで申請された生活保護法による保護については、次の理由で保護できませんので却下します。」「却下の理由 火災報知器について、リース契約で設置した火災報知器のリース契約料は、毎月支給する経常の生活扶助生活費第2類で賄うべきものであり、自己都合によりリース契約の更新を行わないことで新たに発生する火災報知器の購入費用について支給することは認められないため、保護の申請を却下します。」との記載がある。

## 2. 処分庁の主張

(1) 審理員が平成31年1月24日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 本件処分に至る経緯

平成25年2月20日

請求人の生活保護を開始。

平成30年2月19日

家庭訪問時、今までガス警報器をリース契約し、毎月324円支払っていたが、ホームセンターでみると、1万円未満のものもあり、トータルでみると購入する方が安価と思われる。購入する場合、生活保護で扶助できるかと質問を受ける。担当ケースワーカーより、持ち帰り、回答

すると返答する。

平成 30 年 2 月 21 日 ケース診断会議開催。住宅用火災報知器（以下「住警器」という。）の購入費用を扶助しないことを決定する。

同日 請求人に連絡。ケース診断会議で総合的に勘案した結果、住警器の購入費用は扶助できないことを説明する。

平成 30 年 3 月 29 日 請求人より電話あり。請求人より、今まで火災保険料、住警器の費用等が支給にならなかった理由を書面を出して欲しい。また、会議をしたと言うのであれば、その検討結果がわかるものを書面で欲しいと要望があったため、担当ケースワーカーより、正式な書面を出すのであれば申請却下通知になり、保護申請しなければ申請却下できないこと、会議録等は公文書になるので、開示請求しないと交付できないことを説明する。

平成 30 年 4 月 5 日 請求人より保護申請あり。受理。

平成 30 年 4 月 18 日 ケース診断会議開催。保護申請を却下することを決定する。

平成 30 年 4 月 26 日 平成 30 年 4 月 5 日付け保護申請について却下決定を行う。（本件処分）「火災報知器について、リース契約で設置した火災報知器のリース契約料は、毎月支給する経常の生活扶助生活費第 2 類で賄うべきものであり、自己都合によりリース契約の更新を行わないことで新たに発生する火災報知器の購入費用について支給することは認められないため、保護の申請を却下します。」

#### イ 本件処分の正当性について

「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 7 の 116 では、地方自治体の条例により設置を義務付けられている住警器の購入費用について、「持ち家に居住する場合」又は「民間の借家・アパート等に居住する場合で、かつ、家主と入居者の協議の結果、全ての入居者が自己負担で住警器を設置することに同意している場合」に限り、「必要最小限度の範囲で支給して差し支えない」とされている。

また、問答集では、「被服や家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費（基準生活費、加算等）の範囲内で賄われるべきものである」とされている。

本件についてみると、請求人の住居には、保護開始前からガス警報火災報知器が設置されており、当該ガス警報火災報知器は、ガス会社とのリース契約により設置したガス警報器に火災報知器機能が備えられたものである。リース契約は、契約更

新時に契約更新費用が発生し、その契約更新費用は、通常予測される生活需要であるため、毎月支給する経常的最低生活費に含まれる家具什器や光熱費等のような世帯共通的な経費である生活扶助生活費第2類で賄うべきものである。リース契約を更新すれば、ガス警報火災報知器のメンテナンスや交換がリース契約の範囲で行われ、長期的にみると購入するよりリース契約を更新の方が安全で経済的な状況を保つことができ、経常的最低生活費を支給することにより既に住警器の設置費用は必要最小限度の範囲内で支給していると判断した。したがって、ガス火災警報器のリース契約更新を行わず、住警器を購入することは、新たな生活需要を発生させることになり、請求人の自己都合により発生させた住警器の購入費用を一時扶助として支給することは認められないため、住警器の購入費用の支給を行わないことに決定したのである。

以上のとおり、本件処分については、違法不当な点はないことから、本件審査請求は「理由なし」として棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成25年2月20日に処分庁が受理した賃貸借契約書の写しには、「第11条 貸室内の諸設備及び施設、諸物件は甲乙の所有の如何に係わらず、総べて乙に於いて保管管理の責任を有し、火災予防の為これが一切の処置を講ずるものとする。」との記載がある。また、住警器に関する記載はない。

イ 平成30年2月19日付けの訪問記録には、「指導内容等 (中略) ガス警報器の定期点検が、3月にあるが、今まではリースで¥324/月支払っていた。ホームセンターでみると、1万円未満のものもあり、トータルで見れば購入の方が安価と思われる。購入するのであれば、扶助してもらえるか。→持ち帰り、回答する旨伝言。」との記載がある。

ウ 平成30年2月21日付けのケース診断会議記録票には、「問題点 現居のガス警報器は、リース契約しており、来月定期検査がある。¥324/月のリース料を捻出するより、ホームセンター等で購入した方が、費用的に安価である為、購入を検討しているが、費用について扶助してもらえないかとの相談がある。ガス会社に確認。請求人の契約している機器は、火災報知器の機能を備えたものであり、ガス会社のリース契約したものでなくても構わない。ガス漏れ等の検査はガス会社で行っているが、機器の検査は、営業所毎に行っているもので、一律に行っているものではない。賃貸借契約書には、「貸室内の諸設備及び施設、諸物件は甲乙の所有の如何に係わらず、総じて乙に於いて保管管理の責任を有し、火災予防の為これが一切の処置を講ずるものとする。」との条文は明記されている」、「結論 ・市の条例上、火災報知器については「オーナーと借り受け人が協議して設置するもの」とされており、借り

受け人である請求人が設置する義務を負うものではない。オーナーが賃貸借契約の更新を拒んでおり、協議できる状況でない事を踏まえても、法令的に設置義務者であると断定できない。賃貸借契約条文からも、「所有の如何にかかわらず」と明記されており、借り受け人が設置義務を生じるとは判断できない。・今まで、リース契約をしており、ガス代として支払っており、やり繰りが可能であり、(ガス代は第2類で支給済みである。)新規の需要ではなく、今までの状況を自己都合により、リース契約を購入に変更しようとしている事。・購入であれば、転居時には取り外し持参する等の、再支給が困難であるが、リース契約であれば、機器のメンテナンス、最新機種への交換も行ってくれる為、長期的には、安全で経済的な状況を保てると判断できる。上記、3点を踏まえ、扶助は不可である。」との記載がある。

エ 平成30年2月21日付けのケース記録票には、「請求人にTEL。ケース診断会議の結果を伝える。「じゃあ、出ないんですね。」「火災報知器の購入費用は扶助の対象じゃないって事ですか。」「しおりに書いてあるもの、全然でないですよ。」「何にも助けてくれない。」等々、納得できないと続ける。(中略)→火災報知器の購入費用が扶助できないのではなく、新たな需要でない事・現在の状態でリース契約が第2類の扶助により賄えている事・将来的にみて、リース契約の方が安全性の面でも有用である事・市の条例や、賃貸借契約書から、借主が設置義務を負うものであるとは、判断できない事。について、総合的に勘案した結果、扶助の対象にならなかった。」との記載がある。

オ 平成30年3月29日付けのケース記録票には、「請求人よりTEL。今まで、火災保険料、火災報知器の費用等が支給にならなかった、理由を書面で出して欲しい。また、会議をしたと言うのであれば、その検討経過がわかるものを書面で欲しい。→正式な書面を出すのであれば、却下通知になる。却下するには申請してもらわなければ、却下できない。会議録等は、公文書になるので、開示請求をしてもらわなければ、渡せるものではない。」との記載がある。

カ 平成30年4月5日付けのケース記録票には、「請求人来所。不支給になっていた火災保険料と、火災報知器と、部屋に開いた穴の補修費用の申請に来た。補修費用については、家主が部屋の更新を拒否しているの、いずれ出て行かなければならない。その時にお金がないと思うので、補修費用を出して欲しいとの事。また、過去のケース診断会議の結果等の記録の開示を求めたい。→現在の状況について確認。(中略)火災報知器について、自弁し購入したが、期限があるとの事。(中略)自弁した時期と、費用についても確認したいので、連絡するよう伝言。→週明け(4/9)持参するとの事。」との記載がある。

キ 平成30年4月5日に処分庁が受理した保護開始(変更)申請書には、「保護を申

請する理由 火災報知器が必要で自弁出来ないの。」との記載がある。

ク 平成30年4月10日付けのケース記録票には、「請求人よりTEL。(中略)火災報知器について H30. 2. 28 至2,134で購入した。保証期間は、1年間で~H31. 2. 27 までとなっている。」との記載がある。

ケ 平成30年4月18日開催のケース診断会議記録票には、「問題点(中略)②火災報知器について H30. 2. 28 至2,134 で購入。保証期間は、1年間で~H31. 2. 27 まで」、「ケースワーカー意見(中略)②についてはH30. 2. 21 ケース診断会議により検討済。」、「結論(中略)②火災報知機について 今まで、リース契約により火災報知器とガス警報器のリース料をガス代と合わせて支払っている。平成30年2月21日開催のケース診断会議の結論と同様に、リース料は經常の生活扶助生活費第2類で賄うべきものであり、請求人の自己都合によりリース契約の更新を行わないことで新たに発生する火災報知器の購入費用の支給は認められないため申請却下する。」との記載がある。

コ 前記1 請求人の主張(2)アと同一の書類

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「1 住居」、「2 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。)の第7の4の.(2)のAは、「保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配管設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。」と定めている。

(3) 問答集の問7-116 は、住宅維持費の支給対象としての住宅用火災報知器の設置について、「以下の場合に限り、必要最低限度の範囲で支給して差し支えない。(1) 持ち家に居住する場合(2) 民間の借家・アパート等に居住する場合で、かつ、家

主と入居者の協議の結果、すべての入居者が自己負担で住警器を設置することに同意している場合（原則として設置する住警器の種類・メーカー等について個々の入居者が選択できる場合に限る。）ただし、保護の実施機関の事前の承認を得ることを原則とする。」と記載している。



本件処分について

前記審理関係人の主張の要旨 1 (3) アのとおり、処分庁は、火災報知器について、リース契約で設置した火災報知器のリース料は、毎月支給する経常の生活扶助生活費第2類で賄うべきものであり、自己都合によりリース契約の更新を行わないことで新たに発生する火災報知器の購入費用について支給することは認められないとして、本件処分を行ったことが認められる。

処分庁は、請求人の居住する住宅では、保護開始前からガス警報火災報知器が設置されており、当該ガス警報火災報知器は、ガス会社とのリース契約により設置したガス警報器に火災報知器機能が備えられたものであり、経常的最低生活費を支給することにより既に住警器の設置費用は必要最小限度の範囲内で支給していると判断しており、ガス火災警報器のリース契約更新を行わず、住警器を購入することは、新たな生活需要を発生させることになり、請求人の自己都合により発生させた住警器の購入費用を一時扶助として支給することは認められないため本件処分を行ったと主張する。

しかし、住宅用火災報知器の設置に係る費用の取扱いについては、前記1 (2) 及び (3) のとおり、住宅維持費で支給されるべきものであるところ、経常的最低生活費を支給することにより既に住警器の設置費用は必要最小限度の範囲内で支給しているとの処分庁の主張は、その根拠が明らかではなく採用できない。

また、前記1 (3) のとおり、賃貸住宅の場合、家主と入居者の協議の結果、すべての入居者が自己負担で住警器を設置することに同意している場合には、住宅維持費として支給が可能であるとされているところ、家主が請求人との賃貸借契約の更新を拒んでおり、請求人が協議できる状況でない旨申告していることを踏まえ、本件処分までの間において、処分庁が家主等に対し、住警器の設置について聴取する等の調査を行った形跡は認められず、支給の必要性の有無に係る調査は不十分であったといわざるを得ない。

(2) 以上のとおり、本件処分の判断の過程には瑕疵があるものといわざるを得ず、取消しを免れない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第

1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年3月14日

審査庁 大阪府知事 吉村 浩文



教 示

1. この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
2. この裁決については、上記1.の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3. ただし、上記1.又は2.の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1.又は2.の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

